

第3回委員会の資料4-1の3ページと5～6ページをちょっとお願いします。

私は、榎尾山川と父鬼川の合流地点直下、左岸よりやや西側に在住しています。意見陳述をさせていただきます。

さて、残暑厳しき折から再評価委員会の皆様はじめ担当事務係の皆様方、ご苦労さまでございます。再度、榎尾川治水ダム建設計画の見直しのための要点を、10分間に制約されて、前回と同様の趣旨に基づき陳述をいたします。

まず第1点に、大阪府はダム建設計画を契機とされたとする(1)昭和27年7月の大洪水と、(2)昭和57年8月の台風による水害及び、(3)ダム計画後に浮上した平成7年7月の梅雨前線による豪雨被害の合計3件のうち、計画ダム地元において河川から一次被害の最も大きかったのは、昭和27年7月の大洪水によるものであります。

地図（第3回委員会資料4-1の3ページ）をご参照下さい。特に仏並町の大川橋直下左岸では民家1戸が流失と、大川橋上流の父鬼川沿いの氾濫により、坪井町のY織物会社の裏側社宅、T宅、H宅ほか2戸宅及び倉庫の床上浸水などと、その周辺の被害が発生しています。また、下宮町では神田橋のたもとで民家1戸の流失を記憶しております。

1-2。当時大阪府はこれを契機とした河川改修を計画され、大川橋下流の湾曲部を直線に河川改修がなされました。事実を鮮明に述べるがために、多少私的な面に入りますが、ご了承願います。その改修の際に、新河川敷用地として、私の父は自作していた田畑の二、三反が半強制的に買収要請された経緯があります。特に第二次大戦後の農地解放政策によりあちこちで田畑を失った後で、さらに一等田地の半強制買収に応じて苦渋していただけに、当然にその治水効果についてはだれよりも関心を持ち、見守っていた父でした。しかし、その直下、つまり宮之前橋上流に農業用水の固定堰があるために、改修後も予想していたほどに水位が下がらなかったことで、大変怒り、残念がっていたものです。

1-3。平成7年7月の豪雨時には、大川橋の水位は上がり、8～9割方は満水し、危険な状態になりましたが、問題の（農業用揚水）固定堰を現在一般的に普及している可動堰に改修されることにより、一挙に解消されるものと確信いたしております。

（図1）

第2点は提出した地図の流下能力地図をご覧ください。

赤い印で①としてあるところの宮之前橋から殿原井堰間での50t/秒の箇所があります。②の印のところ、川中橋から城前橋間での80t/秒の箇所があります。③の印のところ、泰成橋から桑原橋での90t/秒の箇所があります。

2-2。さきの参考資料（第3回委員会の資料4-1）の出していただいた部分を開いていただけますか。3ページ参考-3、昭和57年及び平成7年水害発生箇所の印をご覧ください。この地図で示した①、②、③の示した流下能力の極端に低い位置と、参考-3図の要改修区間、黒太線部と一致するわけです。私の地図で示したところと一致するものであります。特に榎尾山川、印は除き、他の太線部分の印は、水害場所であって、その詳細図は、5ページの参考-5、昭和57年8月の台風10号による被害図をご覧ください。及び6ページ参考-6、平成7年7月の梅雨前線豪雨による災害図をご覧ください。流下能力地図と災害図及び水害写真を精査されますと、低い流下能力部分と洪水被害との因果関係は明白に判断していただけたものと確信いたします。

2-3。参考-3。上部の黒枠中の注書きで、河川改修は費用、時間がかかる。榎尾山

川ダムは上流部で大きな効果があるとされていますが、先の洪水被害の因果関係の解消は、詰まった流下能力部分の改善こそが急務なのです。ダム建設と第一義的な因果関係をもつものではありません。槇尾川ダム建設を見直されますように切に希望いたします次第です。

これを人体に置き替えて説明いたしますと、腸閉塞の患者がいて、毎食事時に出された食物は、通過しないからといって、大きな冷蔵庫を買うように強要され、買ったところで腸閉塞が改善されるものではない。これと同じ理論なのです。よく考えていただきたいと思います。

何ぶん10分間が気になって、焦って不可解な点が多々あったことと存じますので、委員会の皆様は十分にご理解していただけるように、私に問いただしていただければ幸いと存じます。

(追加意見)

私は一番最初のときに(府民意見書として)提出させていただいた資料があるんですが、それを委員会の先生方は十分に見ていただきましたか、今後見て戴けますものですか、ちょっとお尋ねいたします。それから、再評価委員会で再評価していただいている間は、ダムに関して何らかの工事に携わることが進展しているんですか、中断しているものですか、一度お尋ねしたいんですが(この審議中は)。

私はこの前、ちょっとあの土地(ダム建設予定地)を見に行ったときに、測量をやっているんですよ。今再評価にかかっているんやから、中断しているんじゃないかと思っていたら、測量をやっている。「何をやっているんですか」と言ったら、「いや、これからボーリングをまだ掘るんです。やるんです」「何本掘るんや」「2本掘るんや。来週からかからないかんねん」。こういうことを聞いて、私はびっくりした次第です。

それから、再評価委員会の先生方は現地を視察されたようにちらっと聞いているんですけども、行かれたときに、ダムサイト、つまり横穴を掘っているところをご視察願いましたか。山に向かって右側です。ダムサイトのところで、横穴の、さくのある横でご記憶ないですか。

実は、あのダムサイトの横穴を掘っているところがわしの実の姉の主人の所有名義になっておるんです。そして、その主人が亡くなっているので、配偶者として、法定相続分で6分の3を有しているんです。まだ登記はされてないんですけれども。そして、子どもが3人——長男、長女、次女がおりまして、配偶者の姉が6分の3で、子どもは6分の1ずつあるんですけれども、長女、次女は母親に委任して、つまり母親が6分の5の相続権を現在保有しているんです。長男、6分の1のものが、この立ち入り調査、横穴を掘ることに同意したということで、横穴式は3つ掘られて、どんどんとその所有者がダム建設推進に賛成しているような印象を受けられるんですが、本人は全く大阪府の方からそういう了解を得た記憶がないと言うんです。こういうことがあっていいものかどうか、どういう経緯でこれが進んだものか、この前から大阪府の方にも聞いておるんですが、再度資料を持ってくるといことながら、これはまだ明らかにされないんですけれども、ああいうふうにどんどん横穴式が進めば、再評価委員会の先生方が現地に行かれたら、ああ、この所有者(ダムサイトの人まで)はダムをつくることに協力しているんだな、同意しているんだなという印象を受けられては困りますので、一言勝手ながら申し上げました。

それから、先ほどの(府民意見書として)提出していた見直し案などの件は、先生方も大変お忙しいでしょうけれども、いつかひとつ、わしも真剣に書いたものですから、十分に熟読していただきますようお願いいたします。